

日弁連総第56号

2010年(平成22年)8月31日

最高裁判所長官 竹崎博允 殿

日本弁護士連合会

会長 宇都宮 健 児

勧 告 書

当連合会は、申立人Aからなされた人権救済申立事件について調査した結果、貴庁に対し、次のとおり勧告します。

第1 勧告の趣旨

東京地方裁判所長は、1949年(昭和24年)8月26日、当時、東京地方裁判所の書記官補であった申立人を免職処分としたが、これは、連合国最高司令官総司令部(GHQ/SCAP)の指示・命令に従った貴庁の命令に基づき、申立人を共産党の同調者とみなして実施されたいわゆるレッド・パージと認めざるを得ない。これにより、貴庁は、申立人の思想・良心の自由及び結社の自由を侵害するとともに同人を処遇上差別したもので、まさにそれは重大な人権侵害であった(日本国憲法19条・21条1項・14条1項、世界人権宣言2条1項・7条・18条・20条1項)。

本来、貴庁を頂点とする司法裁判所は、日本国憲法に基づき、法の支配の担い手として政治部門の権力濫用を防止し、一人ひとりの個人の人権を保障することこそがその最大の使命・職責とされていることはいうまでもない。

しかるに、貴庁は、かかる重大な使命・職責に違背し、申立人の前記基本的人権を侵害して、筆舌に尽くしがたい苦痛・労苦を被らせたばかりか、1952年(昭和27年)4月の平和条約発効による占領終了・主権回復後から現在に至るまで、申立人の名誉回復など一切の慰謝の措置も講じておらず、その責任は極めて重い。

そこで、貴庁に対し、申立人が被った被害の回復のために、前記免職処分を取り消す手続をして同人に謝罪するとともに、その名誉回復や補償等の適切な措置をとるよう勧告する。

第2 勧告の理由

別紙「調査報告書」記載のとおり。

**レッド・パージによる免職に関する
人権救済申立事件（裁判所関係）
調査報告書**

2010年8月19日

日本弁護士連合会

人権擁護委員会

調 査 報 告 書

下記人権救済申立事件について、次のとおり調査の結果を報告します。

事件名 レッド・パージによる免職に関する人権救済申立事件
(2006年度第10号)
受付日 2006年10月12日
申立人 A
相手方 最高裁判所

勧 告 の 理 由

目 次

- 第1 申立ての概要及び調査の経過
 - 1 申立ての趣旨
 - 2 申立ての理由と相手方の主張
- 第2 レッド・パージの歴史的経過と政府の対応
 - 1 レッド・パージについて
 - 2 レッド・パージに至る歴史経過
 - 3 行政整理中でのレッド・パージ
- 第3 事実認定及び判断
 - 1 当委員会が認定した事実
 - 2 当委員会の判断
- 第4 人権侵害性の判断
 - 1 申立人の人権
 - 2 最高裁判所の責任
 - 3 被害の深刻性
 - 4 結論
- 第5 まとめ

第1 申立ての概要及び調査の経過

1 申立ての趣旨

裁判所当局は、1949年の一連の首切りが労働組合の弱体化を狙った反憲法的行為であったことを認め、免職処分を取り消し、謝罪することを求める。

2 申立ての理由と相手方の主張

(1) 申立ての理由

申立人は、1947年11月に東京地方裁判所(以下「東京地裁」という。)に任用され、民事第2部に雇として配属され、1949年1月書記官補に登用されていたが、同年8月26日、突然、東京地裁(西久保所長)より、何ら具体的理由の説明もないまま、「公務員として適格性を欠く」という一片の辞令で他の労働組合幹部5名とともに免職処分を受けた。

これは、労働組合の弱体化を狙った首切りで実質的なレッド・パージであり、日本国憲法やポツダム宣言に違反する措置である。

(2) 相手方の主張

ア 東京地裁への文書照会に対する回答

Aという人物の人事記録が残っていないため、確認できない。

イ 相手方最高裁判所への文書照会に対する回答

1949年8月7日開催の高等裁判所長官会同において、同8月8日付け最高裁人一第1600号事務総長依命通達「裁判所の服務について」に関する事項が議題に挙がっていたかどうかは分からない。

また、同会同の議事録は存在しない。

第2 レッド・パージの歴史的経過と政府の対応

1 レッド・パージについて

「レッド・パージ」とは、戦後占領下の日本において、GHQの指示や意向を受けて1950年を中心に行われた、共産党員及びその同調者の公職や企業からの追放である、というのが一般的な理解の共通部分といえよう。

確かに、1950年5月3日に連合国最高司令官マッカーサーが、日本共産党を破壊的活動を行う政党として公然と非難し、断固たる措置をとる等との声明を発し、同年6月以降共産党中央委員の公職追放、アカハタの発行停止等を吉田首相宛書簡で次々と指令し、日本政府もこれを推進して、その後公務や民間企業から大量の共産党員、同調者等が追放されていった過程が、その中心をなすものであり、また、それが共産党員ないしその同調者であるがゆえの追放であったことは史実としても明瞭である。

しかし、今日のレッド・パージ研究においては、その前年1949年における行政整理・企業整備といわれる行政機関・民間企業の大規模な人員整理の中で、レッド・パージはすでに開始されていたと見るのが、むしろ一般である。

2 レッド・パージに至る歴史経過

(1) 戦後の日本共産党の活動再開と労働運動の高揚

ア 1945年8月14日、日本はポツダム宣言を受諾し、同年9月2日、降伏文書に調印した。日本の占領政策を担ったGHQは、占領の当初は軍国主義者の公職追放など軍国主義を廃し、婦人解放、労働組合結成奨励、学校教育民主化その他の民主化政策を推進した。同年10月10日には治安維持法下で拘束されていた日本共産党の幹部ら政治犯約3000人が釈放され、同党の社会的・政治的活動が公然と開始され、同年12月には第4回大会（再建大会）が開催された。

なお、この間の同年10月、GHQから憲法改正が政府に示唆され、憲法改正作業が開始されるが、翌1946年2月には天皇の地位、戦争の放棄、封建制度の廃止等を原則とするマッカーサー草案がまとめられ、その後、日本政府案が作成されて、国会で審議の後、同年11月3日に公布されるに至った。

イ 敗戦後の日本国民は、食糧不足と激しいインフレによる生活の逼迫を強いられていた。その中で、労働組合の結成が急速に進み、やがて労働運動が急進的色彩を帯びる過程で、日本共産党が次第に大きな指導力・影響力を獲得していくこととなり、1946年4月に行われた衆議院議員総選挙では5議席を得るに至った。

このような労働運動と共産党の影響力の広がりに対して、アメリカの占領政策には早くも方針転換が現れ始めた。例えば同年5月19日にいわゆる「食糧メーデー」が皇居前広場に20万人を集めて開催され、大示威行進、首相官邸包囲がなされる等の事態に対し、マッカーサーは翌20日「暴民デモを許さない」旨の声明を発表して、労働運動に対する批判的態度を明らかにし始めている（吉田茂『回想十年 第二巻』（新潮社、1957）264頁参照）。

しかし、その後も労働運動は高揚を続け、同年8月にはまず日本労働総同盟（総同盟）が、続いて共産党色が強いとされる全日本産業別労働組合会議（産別会議）も結成され、同月以降、国有鉄道労働組合総連合会（国鉄総連合）や日本海員組合の争議、産別会議の「10月攻勢」、全官公庁労働組合連絡協議会（全官公）の共同闘争などが続き、それはやがて吉田

内閣打倒を標榜する政治的色彩をも濃くしつつ、翌1947年2月1日の「2・1ゼネスト」へと向かうこととなった。このような中、1947年1月25日、全国司法部職員組合が結成大会を開いた。

(2) 対日占領政策の転換 反共の防壁

ア 前記のような労働運動の高揚と共産党の影響力の拡大に対し、政府もGHQも対決姿勢を明確にし、1947年1月吉田首相はその年頭所感においてこれらを「不逞の輩」と非難し、「彼らの行動を排撃せざるを得ない」と述べ（吉田・前掲書266～267頁参照）、そして2・1ゼネストに対して、1月31日マッカーサーは中止指令を発するとともに、その声明において、「かくも致命的な社会的武器を用いることを許し得ない」としたのであった。このゼネスト中止によって、労働運動も混迷を余儀なくされ、その後、全通信労働組合を中心とする官公労働者のストライキの実施とその禁止命令という経過を経て、1948年7月31日、芦田首相宛のマッカーサー書簡に基づき、公務員の団体交渉権・争議権を否定した政令201号が公布・施行されるに至るのである。

なお、その後この政令201号を受けて、同年11月国家公務員法改正、同年12月日本専売公社法・日本国有鉄道法・公共企業体労働関係法の制定（専売・国鉄を公社化し、職員の団体交渉権は認めるが争議権を否定するもの）、1950年12月地方公務員法制定と、公務員・公共企業体の団体行動権制限法制が整備されていくことになる。

イ このようなアメリカの対日政策の変更は、国際情勢の反映でもあった。すなわち、すでに第二次世界大戦中からアメリカ・イギリスとソ連の間には反目が露呈していたが、1946年3月のイギリス首相チャーチルの鉄のカーテン演説でその対立関係は公然たるものとなり、1947年には、3月のトルーマン・ドクトリン（共産主義封じ込め政策）、6月のマーシャルプラン（ヨーロッパ復興計画）発表により、アメリカの対共産主義政策が明確化される。他方、同年10月にはソ連を中心にコモンフォルム（欧州共産党情報局）が設置され、1948年4月にソ連のベルリン封鎖、8月には朝鮮民主主義人民共和国樹立など、共産圏が形成され、その後、1949年4月北大西洋条約機構（NATO）発足、同年10月中華人民共和国成立、ドイツ民主共和国成立など、東西冷戦体制が強固に形成されていくことになる。

その過程で、1948年1月には、アメリカのロイヤル陸軍長官が「日本を自立化させ、極東における全体主義的脅威（共産主義）に対する防壁

とする」旨を述べたが（同月8日付け朝日新聞）、これはアメリカの対日政策の基本を明確に表現したものであった。その後同年7月前記政令201号の制定後、GHQの経済・労働政策は、同年11月の賃金三原則、12月の経済安定九原則で賃金・物価・金融抑制等による日本の自立復興を求めるものとして明確化され、その具体化として翌1949年3月のドッジラインの発表によりインフレ抑制策（デフレ政策）が徹底されることとなった。このため、中小企業における解雇、賃金遅配、倒産などが相次ぎ、大企業においても合理化が推進された。これが、官公労働者に対する行政整理、民間企業における企業整備として、大規模な人員整理へと展開していくことになる。

3 行政整理の中でのレッド・ページ

(1) 第三次吉田内閣の反共政策

前記のようなアメリカの対日政策の転換の中で、日本側においても、労働運動の高まりと共産党・共産主義の拡大を抑圧する強硬な方針が検討され、実施されていくことになる。

1949年1月の衆議院議員総選挙では、日本共産党が一挙に躍進して35議席を獲得した。これに対し、2月16日成立した第三次吉田内閣の就任談話において吉田首相は、経済安定九原則の忠実な実行と反共・治安対策を内閣の基本方針にすえることを宣言した。具体的には、アメリカの非米活動委員会に類した「非日活動委員会」の設置、共産党の違法な反税闘争排除の方策立案、教員の共産主義的活動の取締り、行政整理の断行などを挙げている（同月17日付け朝日新聞・読売新聞）。

(2) 団体等規正令の制定

1949年4月4日、勅令第101号「政党、協会その他の団体の結成の禁止等に関する件」を改正し、団体等規正令が公布され、即日施行された。同規正令は、新たに目的規定を設け、「秘密的、軍国主義的、極端な国家主義的、暴力主義的及び反民主主義的な団体の結成及び指導並びに団体及び個人のそのような行為を禁止する」ことを規定した。すなわち、「反民主主義的な団体」を追加したことが眼目であり、これについて吉田首相は回想録の中で、「政治団体たる共産党そのものを対象とする」ものであると述べている（吉田茂・前掲書272頁）。この改正は、法務府特別審査局（特審局）の吉河局長とGHQ民政局（GS）公職課長ネピアとの間での検討を経た上で行われたものであり（GHQ/SCAP Records GS(A)-00666等）、占領政策の規制の対象が、軍国主義者から共産主義者へと転換する転機となったものであ

った。

当時共産党は、団体等規正令に反対の立場をとってはいたが、他方で一般党員の氏名等の届出には応じるという態度をとっていた（その結果、1950年3月現在で10万8692名の党員が特審局に届出され、これが、1950年のレッド・パージの対象者を選定する際に利用されたといわれている。）。

(3) GHQの反共政策の表明

ア 1949年5月3日、マッカーサーは日本国憲法施行2周年記念日に当たり、日本国民に寄せたメッセージの中で、「人間の英知にそむき個人の尊厳を冒し、個人の自由を抑圧するもろもろの概念が破壊的な力をもって侵入することを不断に警戒し、もって公共の利益の擁護に当ることを切に要望する」と述べ、共産主義に対する警戒を呼びかけた（同日付け朝日新聞・読売新聞）。

イ さらにマッカーサーは、同年7月4日、アメリカの独立記念日に際しての声明を発し、その中で、初めて直接共産主義を名指しにし、共産主義は「国家のおよび国際的民権はく奪運動として出現」したのであり、「かかる運動に対し法律の効力、是認および保護を今後与えるべきや否やの問題を提起する」と述べ、日本の国民は共産主義の脅威を十分に理解しており、共産主義の「東進を食止め、南進を阻止する有力な防壁」であると位置づけた（同日付け朝日新聞・読売新聞）。

(4) 吉田内閣の反共政策の明確化

ア 前記1949年7月4日のマッカーサー声明に対し、吉田首相は即座に対応を開始した。吉田首相は、この声明を、共産主義の「非合法化に関する総司令部側からの最初の示唆が、公式の形をとって与えられた」（吉田・前掲書275頁）もの、「団体等規正令に現われた占領政策の方向、すなわち、共産主義を法的に否定せんとする態度を、一段と明白にしたもの」（同276頁）と受け取り、早速これを歓迎する旨の談話を発表し、具体的措置について法務府等で研究することとした。

なお、与党民自党は「共産党は暴力革命によって自己の独裁をはからんとするものであり、反共戦線の統一を期する」とし、野党民主党も「共産党の暴力に対しては断固闘うべき決意を新たにした」と発表している（同月5日付け朝日新聞・読売新聞）。

イ ところで、マッカーサー声明と同日の7月4日は、国鉄が行政機関定員法に基づく第一次人員整理3万700人の通告を開始した日であり、その

翌5日に下山事件が発生し、同日東芝が4600人の人員整理を発表、民間企業の企業整備も始まり、同月12日国鉄の第二次人員整理6万3000人の通告開始、同月15日三鷹事件発生という、騒然とした世情が続いた。そして下山事件、三鷹事件及び後の松川事件は、当時いずれも共産主義者らの謀略だとの見方が広がり、現に三鷹事件・松川事件では多数の共産党員らが逮捕・起訴された（後に無罪が確定する。）。

このような状況のもと、同月16日には吉田首相が総理大臣声明を発表し、国民に対し、人員整理の断行を表明するとともに、現下の社会不安は「主として共産主義者の扇動によるものである」とし、「彼らは盛に流言を飛ばし、直接行動だの人民革命などとふれまわって民衆をおどかしている。虚偽とテロが彼らの運動方法なのである」等と口を極めて共産主義者を非難し、その排撃を訴えた（同月17日付け朝日新聞・読売新聞）。

(5) 行政整理とレッド・ページ方針の決定

ア 経済安定九原則やドッジラインの実施として、緊縮財政と自立復興が求められる中、1949年2月25日、「行政機構刷新及び人員整理に関する件」が閣議決定され、また「行政機構刷新要領」が閣議了解されて、行政機構の刷新と人員整理を内容とする行政整理を6月1日から実施することとされた（同年2月26日付け朝日新聞・読売新聞）。そしてこれに基づき、行政機関職員定員法案が同年5月4日閣議決定され、同月31日成立し、6月1日施行された。これは、政府関係職員28万人余、地方公共団体職員13万人余の合計42万人余の整理を予定したものであった（『日本労働年鑑・23集』780頁等）。

イ そして、前記のようにGHQ及び日本政府の共産主義排除方針が明確化する中で、この行政整理に含めて、政府関係機関や地方公共団体からの共産主義者の排除、すなわちレッド・ページが、GHQと日本政府の極秘の合意に基づく同年7月22日の閣議決定を経て、実行されたのである。

すなわち同月21日、日本政府代表としての法務総裁とGHQ代表としての民政局公職課長ネピアとの間で会談がもたれ、政府関係機関から「共産主義者とその同調者を追放する件」として、その追放を実行する計画を吉田首相が閣議に提出する案が検討され、ネピアより承認された。そこでは、「わが国の復興の重要な状況に鑑み、政府機関の公正、穩健かつ民主的な運営を確保するため、下記アウトラインに従い、人員整理の計画を立案し、決定する」として、閣議決定案が次のとおり確認されている（GHQ/SCAP Records GS(B)-00991等）。

- 「国家公務員（公共機関を含む）、公共企業体（専売公社及び国有鉄道）及び地方公共団体の職員で、日本共産党員（秘密党員を含む）、同党の同調者及び協力者並びに共産主義を信奉しているとみられるすべての破壊的分子について、調査をし、一斉に解雇するための措置を実施すべきである。」
- ウ 吉田首相は、さらに同年8月9日付けマッカーサー宛書簡において、「国家再建のためのひとつの包括的計画」を提出し、「赤どもの破壊的策略にたいし、政府が断固として恐れることなく政策を遂行する」決意を披露している。その中で、当面の課題として、「政治的には、われわれはいまやアジア大陸を席捲しつつある共産主義の流れを阻止しなくてはなりません」と提起し、この目的達成のために必要な政治上及び経済上の方策を提言しているが、その政治上の方策5項目の冒頭には、「政府職員ならびに教育機関から共産主義の影響力を抹殺すること」が明記されている。そして、「日本の地理的位置ならびに国民の特性からして、この国は共産主義の防波堤となり極東における安定勢力となりうると、結論して差しつかえありません」と進言している（袖井林二郎編訳『吉田茂＝マッカーサー往復書簡集 1945～1951』（法政大学出版局、2000）271頁）。
- エ この行政整理について、吉田首相は後に、「総司令部の示唆に従って、官庁業務の正常な運営を害する虞れのあるものとして、赤色分子を併せて解雇する方針を立てた。そして各官庁を督励して、該当者を一斉に調べさせ、その年の7月から9月に亘って、他の通常の被整理者と併せて、これらの分子を整理させたのである。それからさらに、地方の都道府県に対しても、政府の方式に倣って同様な措置を講ずるように勧奨した。」と述べている（吉田・前掲書286頁）。

このように、行政整理は、「人員削減による国家支出の節約が表向きの理由であったが、GHQの示唆に従って官庁業務の正常な運営を害するおそれのある『赤色分子』の追放の意味も含んでいた」（田中二郎他編『戦後政治裁判史録』466頁）こと、すなわちレッド・ページをも目的としていたものであることが明らかである。

- (6) 以上の経緯は、行政機構における「整理」についてのものであるが、このようなGHQの反共産政策に基づき行政機構や民間企業へと拡大されていったレッド・ページが、果たして、司法機関である裁判所においても実施されたといえるのかどうか、本件申立てにおける中心問題である。

この点については、次章以下で詳論する。

第3 事実認定及び判断

1 当委員会が認定した事実

(1) 免職処分に至る経緯等

ア 裁判所での職歴

申立人は、1947年11月、東京地裁に「雇」（ヤトイ）として採用され、民事第2部に配属された（なお、当時の裁判所職員の職制は、給仕 雇 事務官 書記官補 書記官）。その後、1949年1月10日、書記官補に任ぜられた。

イ 組合活動歴等

この間、申立人は、東京地裁で採用されると同時に全国司法部職員労働組合（現在の「全司法労働組合」）に加入した（なお、当時は、採用と同時に全員が組合に加入していた。）。そして、同人は、高裁管内の地区連合会役員や、全国青年部幹事や支部青年幹事などを歴任しながら、1948年4月には東京地裁支部委員に選出され、その後同年6月に中央委員、同年10月には中央執行委員にそれぞれ選出された。

また、申立人は、裁判所職員に採用される前（戦後間もないころ）から、当時の自宅近所に自由法曹団所属の著名な弁護士がいたこともあって、共産党に関心をもち、同党主催の集会等に参加したり、同党機関紙『アカハタ』も定期購読していた。そして、裁判所職員に採用された後も、申立人は、アカハタの定期購読を続けたうえ、東京地裁の他の数人の同僚職員への同紙配布を日ごろ手伝ったり、あるいは、組合大会の折などには他の組合員に対し同紙購読の勧誘を行った。さらに、共産党主催の集会や同党公認候補の立会演説会に参加することもあった。

ウ 「8・8通達」

最高裁判所は、高等裁判所長官会同を終えた翌日の1949年8月8日、『裁判所職員の服務について』と題する「最高裁人一第1600号事務総長依命通達」（いわゆる8・8通達）を発出した。その概要は「多数の職員の中には、公務員としての自覚に乏しく、出欠、遅参など常なき者、勤務時間中にみだりに自席を離れて私用を行い、あるいはほしいままに職員組合の業務に専念する者などがあって、規律の確立は前途いまだ遠いものがある。・・・この際、過去の勤務実績に徴し、今後とうてい服務規律にたえないと認められる者があれば、断固行政処分に出ることもやむを得ない」というものであった。

エ 免職処分等

- (ア) 同年8月26日、申立人は、事前に告知・弁明の機会の付与なく、東京地裁所長により免職処分を口頭にて受けた(以下「本件免職処分」という。)。
- (イ) 前記通達発出後の全国の裁判所における処分状況をまとめると、同年8月21日、(全司法労組)福岡支部のB青年部長に対する免職処分、同年8月24日、長野支部のC及びDの両青年活動家に対する辞職要求等、同年8月26日、松江支部のE記長に対する免職処分、申立人A(当時、東京地裁本部情宣部長)を含め、東京地裁本部副委員長F、同青年部長G、東京地裁支部副委員長H、同青婦部長I及び同青年部長Jに対する各免職処分と、東京地裁本部副委員長Kに対する降格処分、さらに、同年9月14日、大阪支部のL、M及びNに対する各免職処分、同年9月27日、福岡支部のO及びPに対する各免職処分等であった。
- (ウ) なお、その後も裁判所当局による全司法組合員に対する処分というものは少なからずあったが、前記のように多人数の裁判所職員が同時期に免職等の処分をしたというものはない。

オ 団体交渉

全司法労組は、当日の午後5時半ころから、東京地裁所長と団体交渉を行った。130人程の組合員が参加した。

団交の席上、労組側は、最高裁かGHQの命令かと質問したが、この点につき所長は何も答えなかった。2時間半にわたる団交の結果、所長は、一旦は再考すると回答した。しかし、その後、東京地裁からは、改めて、内容証明郵便により免職処分とその理由の通知がなされた。

カ その後の生活状況

申立人は、免職処分通告を受けた後も同年12月まで東京地裁に登庁し、残務整理等をして過ごした。その間、口頭弁論への立会はさせてもらえなかったが、本件免職処分当時に数件の証人尋問調書等の作成事務が未完成であったため、その担当であった申立人が当該残務の処理をせざるを得なかったのである(ちなみに、各調書には、口頭弁論や証拠調べが実施された日付が記載されるだけである。)。

同人は、翌1950年1月以降、東京地裁の労組仲間からのカンパなどで生計を維持し、本件免職処分の取消しを求めて争ったが、経済的困窮や心労が重なり、この当時60kgあった体重が再就職した1956年には50kgを切っていた。しかし、再就職した会社も数か月で倒産し、次に就職

した会社からは3か月ほどで整理解雇されるという有様であった。

その後1957年3月ころ、ようやく申立人は、従前の経歴を伏して運送会社に再就職することができた。このような経緯のため、同人は、職場での言動には気をつかい、労組活動にも距離を置くとともに、それまで親交のあった裁判所職員との交流も慎んだ。ところが、当該会社へ就職して4年ほど経過した後、申立人の留守中に、荒川警察署の公安担当警察官2名が申立人に関する追跡調査ため職場を訪問したということがあった。それでも申立人は、その後も慎重に振る舞い続けた結果、同社で30年ほどの間にわたり稼働することができた。

キ 裁判闘争等

免職処分を受けた後、申立人は、他の労組員5人とともに、1949年9月22日、人事院に対し、審査請求を提起した。これに対し、人事院は、1951年3月30日、請求人のうち1名を除く5名（申立人も含む。）の各免職処分を承認するとの判定を下した。

そこで、申立人は、同年9月29日、本件免職処分の取消しを求め、東京地裁に訴えを提起した。しかし、その後、諸事情により、取下げ扱いとなった。

(2) 本件免職処分の理由について

ア 本件免職処分の理由

申立人の免職処分の理由については、同人自身が処分通告書自体を所持しておらず、その提出がないので明確ではないが、主に、前記「8.8 通達」記載の「勤務時間中にみだりに自席を離れて私用を行い、あるいはほしきままに職員組合の業務に専念するなど、今後とうてい服務規律にたえない」という趣旨と推認できる。

イ 人事院への審査請求手続について

- (ア) この点につき、前記人事院の判定書によれば、同審査請求において、裁判所側は、本件免職処分につき、
- () 抽象的には、 とかく裁判所の風潮に好ましくない影響を与え、常に組合用務のため自席を離れ、ために他の書記官に負担過重をきたさしめ、また、訴訟関係人に不当な迷惑をかけた、
 - () 具体的には、 1949年5月18日には出勤簿に押印しながら終日離席して職場に現れず、同年5月31日には午前11時から労組委員会に出席した以降帰庁せず、同年6月16日も同様な状態で終日職場を離脱した、

()また、1949年3月14日、現地調停のための出張報告簿に押印していたが、組合用務のため出かけて戻らず、そのため他の書記官が代わって出張し、同年3月乃至4月ころ、他の書記官が検証で外出するため、組合書記局にいた申立人に対し留守担当を電話で依頼したが居座った、

()立会事件の調書作成を怠った、
ということをその理由と主張した。

これに対し、申立人は、

()について、を否認し、については、組合役員としての職責を遂行するため以外に私用で自席を離れた事実はない、

()について、及びについては申立人を含む他の労組委員等も出席・参加していた等としたうえで、は否認し、

()については、については、中央執行委員会出席を強いて求められたもので職務怠慢ではない、については、電話連絡の事実は認める等とし、

()については、調書作成について上司から注意を受けたことはない、等と反論した。

(イ)以上の主張・反論及び立証に基づき、人事院は、

前記()の点については、「勤務時間の相当な部分をさいて組合用務に当てていたことは明らかであり、そのために職務の遂行を怠り主任書記官の事務に負担過重をきたしたことはこれを否定できないところである。」とし、また、()の点については、1949年5月18日の件、同年5月31日の件を事実と認定し、さらに、()については、1949年3月14日の件、及び同年3月乃至4月ころの件を事実と認めるなどして、前記判定を下した。

しかし他方で、()の裁判所の風潮に好ましくない影響を与えた事実は認めなかったことに加え、()の昭和24年6月16日の件は立証がないとして判断不能としたほか、()にかかわる「請求者の調書作成の遅延によって公判その他訴訟関係人に迷惑をかけた事実がない」との証言等を引用して、()の申立人の調書作成事務に関し「職務を怠った事実はなかったと認める」としている。

ウ 他の被処分者の裁判闘争について

前述のとおり、人事院による本件免職処分承認の判定を受けた後、1951年9月29日、申立人は本件免職処分取消しを求めて東京地裁に本件

免職処分取消請求訴訟を提起したが、諸事情によりこれが取り下げ扱いとなったため、同人の裁判手続における本件免職処分に関係する諸資料の入手はできなかった。

そこで、本件免職処分と同時期に同様の免職処分を受けた他の裁判所職員らの裁判闘争について調査したところ、本件免職処分と同じ時期である1949年9月13日に同様の理由で免職処分を受けた元大阪地裁書記官M氏が原告となって同地裁を被告として提起した免職処分無効確認請求訴訟（以下この訴訟を「M訴訟」という。）の第一審から上告審までの各判決を入手し、以下のとおり、これらも本件免職処分の事実認定及び人権侵害性に関する判断資料に供することができた。

（ア）M訴訟の第一審の判決について

M訴訟第一審の1961年8月16日付け判決は、請求を棄却したが、その認定判断の中で、「証人Qは、連合軍から大阪の裁判所職員中に2、3名の共産党員がいるから追放せよとの命令があり大阪地方裁判所においてはそのような職員はいない旨回答したところ、大阪高等裁判所長官が小原地方裁判所所長を呼び寄せ、進駐軍は、嚴重な調査をしていて共産党員がいなくともその同調者がいると該当者を指名して来ていてその者を追放せよとの命令である旨告げたので、大阪地方裁判所ではそのような思想をもっていることを理由にして処分しようということになったものであって本件免職処分がいわゆるレッドパーチであることに間違いなく、このような動機がなければ原告等に対する免職処分は起こり得なかったとの趣旨の証言をなし、証人Rは、原告を免職する本件処分は結局原告の抱懐している思想を問題視した為であると証言し、更に証人Sも本件免職処分は当時の社会情勢等からみてレッドパーチであるとの趣旨を証言している」と掲記している事実が認められる。

また、同判決には、「本件処分案（注・M氏等の免職処分案のこと）が常任委員会から裁判官会議に提出された経過としては、前認定のとおり、連合軍最高司令部の命令、指示乃至示唆が最高裁判所になされ、それが下部に伝達されたものだとの憶測が常任委員会に支配的であり、その故に右司令部が表面切って多数誡首の要求をつきつける以前に少数行過ぎの者を犠牲にして多数の者を救うのが賢明だと考えられたものであり、それなればこそ、裁判官会議においても、外部からの圧力の有無について執拗な質問が繰り返されたのである」と掲記されている事実も認められる。

(イ) 大阪高裁 1965年3月22日判決

M訴訟第一審の控訴審の判断である同判決は、M氏の控訴を棄却したが、その認定判断の中には「最高裁判所から大阪地方裁判所長に対して正当な組合活動の範囲を逸脱してその責務を尽くさず裁判所内部の規律を紊乱する職員を調査報告するようとの命令があり、それが本件免職処分の端緒となった（ことは前認定のとおりであるが、司法行政の最高監督権者として、下級裁判所及び全裁判所の職員を監督する権限を有する最高裁判所が、下級裁判所たる大阪地方裁判所の所長に対し、右の如き命令を発したことは、右司法行政上の権限に基づくもので、もとより、正当なものといわなければならない）」と掲記されている事実が認められる。

なお、M氏の上告を棄却した最1小判1968年6月20日は、この控訴審判決の認定判断を是認乃至維持している。

2 当委員会の判断

(1) 本件免職処分について

申立人は、本件免職処分当時書記官補であったから、旧国家公務員法（昭和23年法律第222号国家公務員法の一部を改正する法律の施行により改正された法律をいう。以下同じ。）2条1項・3項12号・4項・5項により、同法が適用される一般職に属する職員とされ、これにより、同人には、同法75条の「その意に反して、法律又は人事院規則に定める事由による場合でなければ、その意に反して、（中略）免職されることはない」との身分保障規定が当然に適用される。

その結果、任用権者である裁判所当局は、法律上、申立人について、同法78条1号（勤務実績がよくない場合）、同条2号（心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合）及び同条3号（その他その職種又は等級の官職に必要な適格性を欠く場合）等の場合のいずれかに該当するときに限り、同人をその意に反して免職することができるに過ぎない。

ア 申立人の勤務実績や公務員としての適格性について

そこで、以下、裁判所当局が本件免職処分の理由としたものと推認される申立人についての同法78条1号又は3号該当性について検討する（なお、同人に同条2号該当性のないことは明らかである）。

(ア) 勤務不良事由乃至不適格事由

確かに、人事院は、前述のとおり、その審査請求審において、申立人が「勤務時間の相当な部分をさいて組合用務に当てていたことは明らか

であり、そのために職務の遂行を怠り主任書記官の事務に負担過重をきたしたことはこれを否定できないところである。」とした。しかし、これは、裁判所側が本件免職の理由とした「(申立人)が常に自席を離れ、そのために主任書記官の事務に負担過重をきたさしめ」という点に関する認定・判断であるところ、「勤務時間の相当な部分」という評価は、免職という個人に対する重大極まる処分の当否を判断するには抽象的且つ曖昧に過ぎる表現であるうえ、「常に自席を離れ」という処分理由と齟齬しているといわざるを得ない。

また、人事院が、申立人が勤務時間中に全司法労組の用務のため自席を離席して戻らないことがあったと認定した具体的事実も前述の4回だけであり、これをもって直ちに「勤務時間の相当な部分」と認定すること自体に無理がある。

以上から、申立人の勤務不良の点に関する人事院の認定判断には疑問な点が多々あるといわざるを得ないのであり、むしろ、当時の同人に本件免職処分を理由あらしめるほどの勤務成績不良事由を認めることには無理があるというべきであろう。

(イ) 勤務状態の良好乃至適格性

前記認定事実記載のとおり、申立人は1947年11月に東京地裁で「雇」として採用され、当時の職制では、「給仕 雇 事務官 書記官 補 書記官」となっていたところ、その約1年2か月後の1949年1月10日には書記官補に任ぜられているのであるから、この間の勤務状態については、むしろ良好であったことが強く窺われる。

この点に関連してさらにいえば、申立人は、1948年12月に東京地裁における書記官補任用試験に合格した結果、翌1949年1月に書記官補に任用されたものであり、同じころ、同人の妻も同じ東京地裁で書記官補試験に合格し任用され、二人は、「お互いこれからはより責任の重い公判の立会ができる」と胸を膨らませ」ていたのである。

そのような申立人が、その後半年余り後の本件免職処分までの間において、急に勤務態度が不良となったということなど到底推認できない。この点については、実際、人事院における東京地裁事務局T訴訟法廷課長の証言にも、申立人が仕事は熱心であった旨証言したことが認定されているところである。

(ウ) 以上からすると、申立人について、少なくとも、免職という重大な不利益を負わせるに足りるほどに、その勤務状態が不良と判断すべき程度

の事由は認められないというべきである。

したがってまた、申立人について、免職処分を相当とするに足る公務員としての不適格性も認めることはできないといわねばならない。

(エ) 以上の認定判断からすれば、人事院が認定した勤務不良事由に照らしてみたとしても、それは前述のとおり勤務時間中に全司法労組の用務のため4回程度離席して戻らなかったというもので、しかも、当該離席当時に職場の上司から特に注意を受けたという事実も窺えないことに加え、このことをもって直ちに免職という重大な不利益を課すに足る事由であるということには相当に無理があるのである。裁判所当局が主張する本件免職処分の具体的内容は合理性が乏しいといわざるを得ない。

申立人に前記旧国家公務員法78条1号及び3号に該当する事由を認めることはできない。

イ 本件免職処分の手続面

(ア) 常置委員会への諮問

申立人は、本件免職当時「三級事務官」とされ、当時の東京地裁事務処理規程によれば、その任免には常置委員会に諮問しなければならないこととなっていた。

この点につき人事院は、「夏季休暇中は司法行政事務は所長に一任する旨の常置委員会の決議があり、本件処分はこの決議に基づいて行われた適法な処分であった」とし、その根拠として、申立人側申請の証人であり本件処分当時常置委員であった元東京地裁判事U氏の人事院審査請求における「少なくとも形式的には適法であった」との証言を引きながら、「昭和24年8月24日、本件に関し所長が各常置委員に対し、諮問を行った事実を認めることができる」と認定している。

しかしながら、当該U証言は、本件処分が上記の「一任決議」のもとにおいて形式的には適法と評価しているだけであることは、「少なくとも」という文言を付加していることからして明らかである。むしろ、本件免職処分の手続面における適法性を吟味するにあたっては、その形式面のみならず、その実質(内容)面についてこそきちんと検討し認定・判断すべきであることは当然である。

本件免職処分の手続面について、U元判事の回顧録(「帰去来の辞」)によれば、「幸いこんどの免官降任処分には常置委員会への諮問がないから、この際撤回してもらいたい、あとは裁判所の伝統的なやり方に従い再検討しては如何と提案したが、所長は『すべては私の責任において

やった』と答え、私の提案を拒否した」との記載があるように、常置委員であるU氏自身が、本件処分直後ころにおいては、免職という重大な不利益処分を負わせる司法行政事務について常置委員に諮問することを求める事務処理規程の趣旨からして、前述の一任決議に含まれないものと考えていたことが窺われるのであり、免職の重大性・不利益性からすれば、かく解するをまさに相当というべきである。

したがって、当該人事院の認定判断は妥当とは思われず、むしろそれは、本件免職処分の手続面における脆弱さを取り繕うかのような判断といわざるを得ない。

(イ) 裁判官会議の決定

本件免職処分に先立ち裁判官会議に諮られていないことは、常置委員会にすら実質上諮問しているといえないことが前述のとおりであるから、当然認定できる点である。

そして、このことは、前記M訴訟第一審においては、裁判官会議における処分決定が問題とされていることと対比しても、本件免職処分の手続的不備がそもそも顕著となるといわねばならない。

(ウ) 国公法78条及び人事院規則1110条1項及び3項

前記M訴訟第一審の判決によれば、国公法78条は、職員の勤務成績が良くない場合(1号)、その官職に必要な適格性を欠く場合(3号)等には、人事院規則の定めるところにより、その意に反してこれを降任し又は免職することができる旨規定しているところ、「人事院規則一一〇(昭和二十四年三月三十一日施行のもの)第1項には、法七十八条第一号の規定により職員を降任又は免職することのできる場合は、考課表その他の勤務成績を評定するに足ると認められる客観的事実に基づき、勤務実績の不良なことが明らかな場合とする、と規定され」、
「また、同規則第三項には、同章第三号の規定により職員を降任又は免職することができる場合は、当該職員をその現に有する適格性を必要とする他の官職に転任させることができない場合に限るものとする、と規定されている」ということであるが、本件処分においては、裁判官会議に諮られてすらいないのであるから、前記 と の点について検討がなされた形跡は全く認められない。

(エ) 以上からすると、本件免職処分は、免職という重大な不利益を課すにしてはその手続が拙速・杜撰に過ぎるといわざるを得ず、そこからは、何が何でも免職にせねばならないという処分当局者の強引ともいえる

意思が強く窺われるのである。

ウ M訴訟第一審判決における認定判断の援用

同判決は、前記認定のとおり、Q証人の「本件免職処分がいわゆるレッドパーチであることに間違いなく、このような動機がなければ原告等に対する免職処分は起こり得なかったとの趣旨の証言」やR証人の「原告を免職する本件処分は結局原告の抱懐している思想を問題視した為である」との証言、さらには、S証人の「本件免職処分は当時の社会情勢等からみてレッドパーチであるとの趣旨」の証言について、「これらの証言にはその頃の国家社会状況に対する各証人の主観的判断からの推測によるにすぎないのではなからうかと疑われる点もあり全面的に信用することは躊躇される」と判示した。

しかしながら、同判決によっても、Q証言、R証言、及びS証言の信用性については「全面的に信用することは躊躇される」とされて認定判断の基礎と採用されなかつただけなのであり（また、この点は同訴訟の控訴審も「各証拠と比照し措信することができず」と述べるだけである。）、これに加えて、特にQ証言は、前記証言の際さらに「連合軍から大阪の裁判所職員中に2、3名の共産員がいるから追放せよとの命令があり大阪地方裁判所においてはそのような職員はいない旨回答したところ、大阪高等裁判所長官が小原地方裁判所所長を呼び寄せ、進駐軍は、厳重な調査をしていて共産員がいなくともその同調者がいると該当者を指名して来ていてその者を追放せよとの命令である旨告げたので、大阪地方裁判所ではそのような思想をもっていることを理由にして処分しようということになったものであって」と、まさに具体的且つ迫真的に証言しているのである。このQ証人が、M氏の免職処分当時の大阪地裁判事で常任委員という立場にあったことや、当該証言当時は既に退官して弁護士となっており、敢えて記憶に反する事実やさらには虚偽の事実を証言する必要が全くない立場にあったこと等に鑑みれば、少なくとも、Q証人の具体的な当該各事実に関する証言部分の信用性は極めて高いというべきである。

さらに、同判決は、前記認定のとおり、「本件処分案が常任委員会から裁判官会議に提出された経過としては、前認定のとおり、連合国最高司令部の命令、指示乃至示唆が最高裁判所になされ、それが下部に伝達されたものだとの憶測が常任委員会に支配的であり、その故に右司令部が表面切つて多数誡首の要求をつきつける以前に少数行過ぎの者を犠牲にして多数の者を救うのが賢明だと考えられたものであ（る）」とも認定判断してい

るのである。

なお、同判決は、前記人事院規則 1 1 1 0 条 1 項・3 項に関する判断部分において、「一応矯正することが困難と認められるような場合でも最後に矯正の機会を与えるのが免職というような不利益処分をなす場合には通常とられるべき処置であると考えられるのに、原告の場合には、とりたてていうことのできる程には、そのようなこともなされていない点、通常の事態（占領下公務員労働運動の制限強化の特殊事態に対し）ならばかくまで厳格な処分がなされなかったのではなかろうかと推測できる点、その他原告外 2 名が個別的事由を異にするものがあるであろうと考えられるに拘らず一括して議決された点など杜撰な点が認められ、本件処分の手続上の不当を思わしめるものがないではないが」と認定している点も参考となる。

以上から、M 氏の免職処分は G H Q から裁判所職員中に共産党員乃至はその同調者がいるから追放せよとの命令に基づきなされた処分ということとなる。

そして、以上の認定・判断は、本件免職処分が M 氏に対する処分と同時期・同様の処分であることからしても、同様に妥当すると解するのが相当であり、したがってまた、本件免職処分についても、G H Q からの同様の指示乃至命令に基づきなされたものということとなる。

エ 最高裁の関与について

(ア) 8 . 8 通達

最高裁は、1 9 4 9 年 8 月 8 日に『裁判所職員の服務について』と題する「最高裁人一第 1 6 0 0 号事務総長依命通達」を発出し、それは「多数の職員の中には、公務員としての自覚に乏しく、出欠、遅参など常なき者、勤務時間中にみだりに自席を離れて私用を行い、あるいはほしいままに職員組合の業務に専念する者などがあって、規律の確立は前途いまだ遠いものがある。・・・この際、過去の勤務実績に徴し、今後どうして服務規律にたえないと認められる者があれば、断固行政処分に出ることもやむを得ない」というものであったが、本件免職処分は、その後 2 0 日足らずになされたものである。

(イ) 大阪高裁 1 9 6 5 年 3 月 2 2 日判決

さらに、この判決に「最高裁判所から大阪地方裁判所長に対して正当な組合活動の範囲を逸脱してその責務を尽くさず裁判所内部の規律を紊乱する職員を調査報告するよとの命令があり、それが本件免職処分の端緒となった」旨の記載のあることは前記認定事実記載のとおりで

ある。

(ウ)以上に加えて、前述のQ証人の「連合軍から大阪の裁判所職員中に2, 3名の共産党員がいるから追放せよとの命令があり大阪地方裁判所においてはそのような職員はいない旨回答したところ、大阪高等裁判所長官が小原地方裁判所所長を呼び寄せ、進駐軍は、厳重な調査をしていて共産党員がいなくともその同調者がいると該当者を指名して来ていてその者を追放せよとの命令である旨告げたので、大阪地方裁判所ではそのような思想をもっていることを理由にして処分しようということになったもの」との証言部分や、同時期に多人数の裁判所職員が免職等の処分を受けたことは、後にも先にもこの時期以外にはないという点等を併せ考慮すれば、本件免職処分は、GHQの指示・命令に従った最高裁の命令に基づくものと認めることができる。

オ 申立人について

前記認定事実記載のとおり、申立人は、裁判所職員に採用された後においても、共産党機関紙である『アカハタ』を定期購読するほかに東京地裁の同僚職員の一部への同紙配布を手伝ったり、組合大会の折などに同紙拡販活動を行い、あるいは、共産党主催の集会や同党公認候補の立会演説会へ参加するなどしており、これらの状況からすれば、少なくとも、当時の申立人が共産党の同調者であるとみなされる余地があったことは明らかである。

カ 小括

以上からすると、少なくとも、本件免職処分当時の申立人には共産党同調者というべき行動が認められ、それがために最高裁の命令に基づき東京地裁所長が申立人を共産党員乃至はその同調者だとみなして行ったのが本件処分の実質的理由というべきである。

よって、本件免職処分は最高裁によるレッド・ページとしての免職処分と評価せざるを得ない。

第4 人権侵害性の判断

1 申立人の人権

(1) 申立人が本件免職処分当時国家公務員の一般職であったことは前述のとおりであり、今日では、公務員の人権享有主体性に異論はないところ、同人には、特定の思想や主義を信奉し、あるいは、特定の政党を支持する思想・良心の自由・結社の自由が保障され、平等原則により、このような特定の思想

・信条を有していることを理由に差別的取扱いを受けないことが保障されている（日本国憲法 19 条・ 21 条 1 項・ 14 条 1 項，世界人権宣言 2 条 1 項・ 7 条・ 18 条・ 20 条 1 項）。

(2) これら思想・良心の自由，結社の自由及び平等原則は，個人の尊厳に直結するものとして保障されているのであり，憲法や天皇から恩恵として与えられたものではなく，人間であることにより当然に有するとされる基本的人権である。

この人権の固有性の考え方の淵源は，1776年のアメリカ独立宣言，すなわち，「すべての人間は平等に作られ，造物主によって一定の譲り渡すことのできない権利を与えられており，そのなかには生命，自由および幸福の追求が含まれている…」という宣言などに求められ，国際人権規約（社会権規約と自由権規約）前文にも，人権が「人間の固有の尊厳に由来する」と謳われている。

以上のように考えると，基本的人権は，人間が社会を構成する自立的な個人として自由と生存を確保し，その尊厳性を維持するため，それに必要な一定の権利・自由が当然に人間に固有するものであることを前提として認め，そのように憲法以前に成立していると考えられる権利・自由を憲法が確認したものであることができる。

(3) そして，そもそも，GHQ（特に，連合国最高司令官）自体が，言論・宗教及び思想の自由並びに基本的人権の尊重が確立されること等を求めたポツダム宣言や降伏文書等に基づき日本統治の権限を付与されたものである以上，その範囲を逸脱して行動することは許されず，そこには前憲法的・自然権である基本的人権をないがしろにする指示・命令を出す法的権限などあるはずもない。また，仮に，かかる趣旨・内容の指示・命令を事実上出したとしても，それは無効の指示・命令といわねばならない。

(4) したがって，占領下におけるGHQの指示・命令に従ったのだとしても，最高裁判所が申立人の思想・良心の自由や結社の自由を侵害し，処遇上差別することは，個人の基本的人権を侵害する重大な違法行為というべきこととなる。

2 最高裁判所の責任

(1) 裁判所の責務

日本国憲法は，「この憲法は，国の最高法規であって，その条規に反する法律，命令，詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は，その効力を有しない」とし（98条1項・憲法の最高法規性），「すべて司法権は，

最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。特別裁判所はこれを設置することができない。行政機関は、終審として裁判を行ふことができない」としたうえで（76条1項，2項），「最高裁判所は，一切の法律，命令，規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である」（81条）として，司法裁判所による違憲審査制を定めている。

このように，日本国憲法は，とりわけ行政権がその権力を法令に従って行使することを原則としたうえで，この原則の遵守状態を司法裁判所が紛争解決に付随して違憲審査権を行使して判断することにより人権保障を実現するものと定めたのである。

したがって，最高裁を頂点とする司法裁判所には，まさに「法の支配」の担い手として，一人ひとりの個人の人権を保障することこそが期待されるのである。

(2) 本件の人権侵害性

しかるに，本件免職処分は，GHQの指示・命令に従った最高裁の命令に基づき東京地裁所長が日ごろからアカハタを職場で配布するなどしていた申立人を共産党の同調者とみなして行ったものというべきことは，すでに縷々述べたとおりである。

したがって，最高裁は，本件免職処分，すなわちレッド・ページにより，申立人の思想・信条の自由や結社の自由を侵害し，同人を処遇上差別したものといわねばならず，法の支配の担い手としてのその職責に照らし，その責任は極めて重い。

(3) 占領下の人権侵害と平和条約締結後救済を怠っていることの責任

占領下といえども，最高裁が毅然とした態度をとり，GHQの指示・命令に従わなければ，少なくとも，申立人が本件免職処分を受けることはなかったと思料される。

加えて，1952年4月28日，日本国と各連合国との間の講和条約が発効した以降，連合国の占領は撤廃され，日本は完全な主権を回復した。

仮に，最高裁がGHQ乃至連合国最高司令官の指示・命令に従いやむを得ず本件免職処分を行ったのだということが認められたとしても，前記平和条約が発効して占領が終了し主権回復に至った以後は，自主的にかかる処分を取り消すなどして申立人の地位と名誉の回復措置をとることは十分に可能であったし，行うべきであったといわねばならない。

したがって，これを放置し，現在に至るまで何らの人権回復措置を行って

いない最高裁の責任は極めて重いといわざるを得ない。

3 被害の深刻性

申立人は、本件免職により名誉を著しく害されたうえ、生活の糧である職を失うことにより収入が途絶え、その後の就職活動にも深刻な影響を受けた。その被害は、本件免職処分当時のみならず現在に至るまで続いており、その人生の大半を前記被害が回復されないまま過ごしてきた。

本件免職処分は申立人のその後の人生を規定したといっても過言ではないのであり、申立人が本件免職処分により被った被害は極めて重大かつ深刻なものといわざるを得ない。

4 結論

よって、本件免職処分という重大な人権侵害により申立人が被った被害の回復のために、名誉回復や補償を含めた適切な措置を講ずるよう勧告するものである。

第5 まとめ

本件免職処分は、申立人の思想・良心の自由、結社の自由を侵害し、同人を処遇上差別したもので、これにより、同人の名誉等が傷つき、以降今日に至るまで同人に深刻な被害を負わせ続けている。

しかも、本件は、日本国憲法のもと「法の支配」の担い手であることを期待されている司法機関、その頂点に位置する最高裁による人権侵害事件である。申立人は、侵害された自己の人権救済のための「最後の砦」として当連合会に対し、本件申立てを行った。レッド・ページという歴史的な大事件について、当連合会が、法律家団体として政治的観点を排し、あくまで法的観点から人権擁護の視座に立ってこれを検証し、申立人の侵害された人権の回復を図ることは大変重要な意義がある。

本件は今から60年以上も前に起きたものではあるが、この国に真の法の支配を根付かせるということは、依然として、現代的な人権課題である。とりわけ、占領下という特殊な状況下における人権侵害、しかも、法の支配の担い手たるべき最高裁による人権侵害に対し毅然とその非を指摘して個人の人権回復を求めることは、どのような状況下におかれても人権は保障されなければならないという、人権の固有性・普遍性・不可侵性をあらためて確認するという意味においても重要な意義を有するものである。

以上から、当連合会は、最高裁判所に対し、本件の人権侵害に対して、申立人の被った被害の回復のために、名誉回復や補償を含めた適切な措置を講ずる

本勧告書は、ホームページへの掲載に際して、申立人や相手方を含む関係者氏名等の標記を加工しております。

よう勧告するものである。

以 上

【西暦・元号対照表】

西 暦	元 号
1941年	昭和16年
1942年	昭和17年
1943年	昭和18年
1944年	昭和19年
1945年	昭和20年
1946年	昭和21年
1947年	昭和22年
1948年	昭和23年
1949年	昭和24年
1950年	昭和25年
1951年	昭和26年
1952年	昭和27年
1953年	昭和28年
1954年	昭和29年
1955年	昭和30年
1956年	昭和31年
1957年	昭和32年
1958年	昭和33年
1959年	昭和34年
1960年	昭和35年
1961年	昭和36年
1962年	昭和37年
1963年	昭和38年
1964年	昭和39年
1965年	昭和40年
1966年	昭和41年
1967年	昭和42年
1968年	昭和43年
1969年	昭和44年
1970年	昭和45年
1971年	昭和46年

西 暦	元 号
1976年	昭和51年
1977年	昭和52年
1978年	昭和53年
1979年	昭和54年
1980年	昭和55年
1981年	昭和56年
1982年	昭和57年
1983年	昭和58年
1984年	昭和59年
1985年	昭和60年
1986年	昭和61年
1987年	昭和62年
1988年	昭和63年
1989年	平成元年
1990年	平成 2 年
1991年	平成 3 年
1992年	平成 4 年
1993年	平成 5 年
1994年	平成 6 年
1995年	平成 7 年
1996年	平成 8 年
1997年	平成 9 年
1998年	平成10年
1999年	平成11年
2000年	平成12年
2001年	平成13年
2002年	平成14年
2003年	平成15年
2004年	平成16年
2005年	平成17年
2006年	平成18年

本勧告書は、ホームページへの掲載に際して、申立人や相手方を含む関係者氏名等の標記を加工しております。

1972年	昭和47年
1973年	昭和48年
1974年	昭和49年
1975年	昭和50年

2007年	平成19年
2008年	平成20年
2009年	平成21年
2010年	平成22年